

第23次東京都消費生活対策審議会
第1回消費者教育推進協議会

平成26年11月26日（水）
都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午後3時30分開会

○池本部会長 それでは、予定時間になりましたので始めたいと思いますが、ここからは合同部会という特別な形態で進めたいと思います。その趣旨について事務局からまず御説明をお願いできますか。

○企画調整課長 企画調整課長の赤羽でございます。どうぞよろしく願いいたします。

消費生活対策審議会検討部会と消費者教育推進協議会の委員、専門員の皆様、本日は雨の中、お忙しいところをお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

これから約1時間は検討部会と消費者教育推進協議会の合同部会ということで開催させていただきます。

検討部会の皆様には、先ほどの御審議から引き続く形で第4回の検討部会としての位置づけとなります。協議会の皆様は、この合同部会終了後、休憩を挟みまして消費者教育アクションプログラムについて御審議いただく時間とあわせて、第1回の消費者教育推進協議会という位置づけになります。非常にイレギュラーな形になってわかりにくくて恐縮でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○池本部会長 ありがとうございます。

という経緯でここから合同部会という形で諮問事項のうちの消費者教育の展開等に係る部分というところで審議をしたいと思います。

先ほどまでほかのパートの部分について検討部会の側で議論しておりました、私、その部会長でございますが、本来、消費者教育推進協議会については部会長として越山委員がこちらにいらっしゃるのですが、先ほどからの議論の続きというところもありますので、引き続き私のほうで議事進行を進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○池本部会長 では、そういうことで早速審議に入っていきます。

事務局から定足数の報告、それから、配付資料の確認を先にお願いただけますか。

○企画調整課長 それでは、検討部会の委員の皆様には、定足数と配付資料の確認は既に先ほど行わせていただきましたので、推進協議会の委員の皆様には御報告をさせていただきます。

推進協議会の出席の状況でございますけれども、当協議会は委員5名と専門員3名で構成されておりまして、本日は委員の皆様全員御出席をいただいております。これによりま

して、審議会運営要綱第8による定足数には達しております。

次に、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

資料1が協議会の委員名簿でございます。

資料2が協議会の幹事・書記名簿でございます。

資料3が「東京都における今後の消費生活行政の展開について（中間のまとめ）に対する意見募集結果」でございます。

資料4が「東京都における今後の消費生活行政の展開について 答申（案）」でございます。

資料5からが、次の第3部の協議会で使用する資料となりますけれども、「東京都消費者教育アクションプログラム（平成26年度版）取組実績（抜粋）」でございます。

資料5に枝番号で各事業の説明資料を添付してございますので、後ほど御説明をさせていただきます。

資料6が「東京都消費者教育アクションプログラム取組実績（平成26年度上半期）」でございます。

その他、参考資料といたしまして、「消費生活対策審議会 今後の予定」、審議会の検討部会の委員名簿、条例関係規程集、条例の逐条解説、消費者教育推進計画、消費者教育アクションプログラム（平成26年度版）、また、クリップどめのもので消費生活総合センターから学習教材、参考資料等を配付させていただきましたので、後ほど御確認をお願いいたします。

不足している資料等がございましたら、どうぞ近くの職員にお知らせください。

また、参考資料の冊子になりました4冊の資料でございますが、今後の会議等でも使用いたしますので、こちら4冊分につきましては終了後も持ち帰らずに机上にお残しいただければと思っておりますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○池本部長 ありがとうございます。

審議に入る前に、この合同部会の公開の取り扱いの事を確認させていただきたいと思っております。東京都消費生活対策審議会運営要綱第11によりますと、この合同部会も原則として公開の扱いということになりますので、そのように取り扱いをさせていただきたいと思っております。また、議事録につきましても後日公開する予定でございますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、審議に入りたいと思いますが、消費者教育推進協議会の委員として3時半からの部分に御参加いただいた方にここまでの審議の経過を簡単に御説明申し上げます。

先般、この中間取りまとめについて都民意見の募集というものを行いました。それに基づいて配付資料3の出された意見と、それに対する都の考え方という取りまとめ資料がございます。そして、それを含めて今後の消費者行政の展開についてという資料5をどういうふうに取りまとめていくかということの議論をしていくのですが、消費者教育推進の第2章を除く序章、第1章、第3章については、先ほどまでの約1時間で審議をしてきたところでございます。

そこで、この後の時間で「消費者教育の展開について」という部分と、最後の「今後の消費者行政の展開に関する東京都への提言について」の2つの部分について御審議をいただくこととなります。

それでは、まず、事務局から都民意見募集の結果についての御説明をお願いしたいと思います。

○企画調整課長 それでは、御説明をさせていただきます。

資料3をごらんください。検討部会の皆様には説明が重複して申しわけございませんが、資料3が中間のまとめに対する都民意見の募集結果をまとめたものでございます。

意見募集の概要でございますが、周知方法といたしましては、東京都の公式ホームページ、また、生活文化局ウェブサイトの「東京くらしWEB」に掲載しております。また、ツイッター等で意見募集の呼びかけを何回かツイートしております。

募集期間といたしましては、本年9月30日から10月20日までの21日間。

提出方法といたしましては、ファクシミリ、Eメール、郵送等で受け付けております。

お寄せいただいた意見は全部で7団体からいただきまして、内訳は記載のように、消費者団体から4団体、生活協同組合から1団体、個人の方から2名、お寄せいただきました。

意見の内容を項目別に整理いたしまして、意見総数としては40件、それぞれの章ごとに分類してございますので、そちらのほうは後ほど御確認いただければと思います。

内容につきましては、第2章の部分から御説明をさせていただきますので、資料3の2ページ目をお開きください。

項目番号では15番からが「消費者教育の展開」に関する御意見ということになります。

意見の概要といたしましては、まず、15番、16番、17番につきましては、幼児や学校教育現場、そういったものでどのような連携をとるかなど具体的に示している実効性

のある連携が実現するようにしていただきたい。実効性のある教育現場との連携が実現できれば、その意義は大きいのではないか。

また、事業者、事業者団体、教育関係機関等との連携を強化し、社会全体で担う問題で一連の連携強化を期待するというような御意見をいただいておりますので、こちらにつきましては具体的な施策を検討する際の参考とさせていただくという整理にしたいと思っております。

次の3ページをお開きいただきまして、18番、19番につきましては、消費者教育の理念や方向性、役割について条例に規定することに賛成する。また、東京都が消費者教育推進のために一歩進んだ支援を行うことを求める旨の中間まとめの記述を評価する等の賛成の御意見を承っております。

また、21番、22番でございますが、こちらは「消費者の役割」ということで、消費者の果たす役割について明記するのであれば、消費者市民社会の形成者としての観点を十分踏まえた文言の検討を求める。また、現在の中間のまとめにおきましては両論併記されているということで、これらについては一消費者として今後考えていくべき課題として受けとめるとともに、今後の議論を注視していきたいというような御意見をいただいたところでございます。

「消費者の役割」につきましては、前回の検討部会におきましてもいろいろ御意見が出されて、また、9月9日の総会でも「消費者の役割」の記述につきましてはさまざまな御意見が出たところでございます。大きくは消費者の役割を記載するかどうか、記載するとしたら、消費者市民社会の考え方で触れるべきではないかということと、学習というところにとどめるべきではないか、大きくはこの3点の御意見があったかと思っております。

これらパブリックコメントの御意見と、それぞれの部会、総会の御意見を踏まえまして修文をいたしました。そちらについては、資料4の26ページをお開きください。26ページに網かけ部分と見え消し部分で記載をさせていただいておりますが、まず、見え消しのところは中間のまとめでは、それぞれ御意見があったお二つの御意見を併記した上で、これらの意見を踏まえ、消費者の役割を条例で規定することについて引き続き検討を行っていくということで中間のまとめをお出ししたということでございます。

これを踏まえまして、先ほど御説明いたしました検討部会、総会、パブリックコメントの御意見を踏まえた上での修文案が記載の網かけ部分でございます。

消費者教育を受ける立場である消費者につきましては、消費者教育の機会を積極的に活用することが期待される一方で、消費者団体、事業者、事業者団体における責務とは異なるものであることから、努力義務としては規定せず、消費者に期待される役割として規定することが適切であるという考え方をこちらで明記した上で、この枠組みの中の3番目に、「消費者は、消費者の権利の確立や持続可能な社会の形成に向け、年齢や障害の有無などその特性や様々な状況等に応じて、自主的に消費者教育に参画することが求められる」という表現にするということで、消費者団体や事業者、事業者団体の責務とは異なる役割というようなことが伝わるような書き方にしてはいかがかということ部会長と御相談の上、御提案させていただくものでございます。

引き続きまして、この資料の御説明をさせていただきますと、次の第3章のところは先ほどの検討部会で終了したところでございますので、5ページの34番からが「提言」に対する御意見ということでございます。

こちらにつきましては、高齢者の見守りネットワークの部分でございますけれども、構築と運営支援を提言されていることに賛成するとか、ネットワークが形成されることを率先して遂行することが喫緊の課題と考える。また、より広いステークホルダーとの連携や地域に根づく仕組みづくり、また、支援策を展開してほしい、担い手育成での消費者団体や関係団体の連携等多彩な方策が講じられるよう工夫してほしい。こういったこととおおむね賛成の御意見をお寄せいただいたところでございます。

また、「その他」でございますが、特にどこの部分に該当するというわけではないのですが、一応御意見としてお寄せいただきましたので御紹介させていただきますと、37番からでございますが、消費生活相談員の資質の向上ということで、教育においても安全面においても地域の担い手として多くのものを期待されている消費生活相談員の資質の向上のための体制整備も必要であるという御提言でございますが、こちらにつきましては、都で取り組んでおります内容を、相談マニュアルの作成提供ですとか、専門的知識を有する弁護士等の消費生活相談アドバイザーによる助言等を行い、資質の向上を図っているということを御説明させていただいております。

また、そのほか消費者行政の強化ということで、消費者の暮らしの安全・安心は消費者行政と消費者団体の協働事業で世の中を変えていくことができるとか、審機会の議論が消費者の目線で議論されることを望む。また、この本文全体が大変理解しやすい文章構成ということでお褒めいただいているというような御意見がありましたことを御紹介させてい

たきます。

以上でございます。

○池本部長 ありがとうございます。

では、今のパブコメ、都民意見として出されたものやその受けとめの考え方の資料、それから、特に資料4では、前は両論併記で積み残しになっていたところの一つの方向性を案として書き出してありますので、その点について、それから、最後の提言についてそれぞれの部分からでも結構ですので御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○洞澤委員 答申案の25から26ページにまたがる修正、網かけの部分についてです。入れるか入れないかといった意見もあるかとは思いますが、今回このように修文していただいて、消費者団体、事業者、事業者団体と消費者を少しフェーズを分けて書き分けをしていただいている部分については非常に工夫していただいているかなというふうに思っております。

それで、一応、このような書きぶりを前提にした話なのですが、(2)が1段落目と2段落目に分かれていて、1段落目のところは主に事業者団体とか消費者団体について書いてある部分で、この網かけの部分が消費者について書いてあるところなのかなというふうに、主な構成としてはそうなのかなというふうに思ったのですが、25ページの最後の行で「消費者団体、事業者・事業者団体等の役割についても条例において以下のように新たに明示することで」云々と書いてあって、この「等」というのは、一応ここは消費者も含むという趣旨になるのでしょうか。次の段落で消費者について書いてあるので、細かい話なのですが、この「等」は要らないのかなと思ったのと、この2段落目のところは消費者について書いてあって、そこで「消費者団体、事業者、事業者団体における責務とは異なるものである」というふうに書いていただいておりますので、ここの表現と平仄を合わせる形で25ページの最後のところの「等」をもし抜かすのであれば、「団体の責務について」という表現に変えたほうがいいのかというふうに思いました。

あと、これはもし可能ならばということなのですが、2段落目の消費者についての役割ということで書いていただいている部分について、「消費者団体、事業者、事業者団体における責務とは異なるものであることから」というふうに書いていただいているのに加えて、このもともとの原案にございました傍線で抹消してある部分なのですが、「消費者トラブルは消費者の自己責任である」といった誤解を生む危惧もあることも踏まえ

て」というような文章をもし加えていただければ、それを加えていただきたいということです。

以上です。

○池本部長 ありがとうございます。

この部分は、どうでしょうか。先ほどの字句の修正のこともですし、追加部分についてのさらに言葉を加えるという意見もありましたので、委員の皆さんからも少し御意見いただければと思います。

意見を出していただきやすくするために、私のほうから一言コメントをさせていただきます。

この網かけをしてある部分は、もともと両論併記で最終的にどうするかは引き続き検討していくという私たちの宿題にしてあったところです。特に総会の中でも、まさにここは意見が分かれていました。事業者、事業者団体、あるいは消費者団体について積極的な役割として、努めるという位置づけをするのはよいけれども、消費者については、むしろ消費者政策による保護の対象であって、そこへ責務規定を同列で置くのは適切でないという意見と、条例全体についてはともかく、消費者教育については、その消費者が参加してもらわないと始まらないから何かあっていいのではないかという御意見とがありました。そういうところを含めて何か入れるとすればどうなるかというので事務局でも議論し、あるいは、私もどうしたものかと検討しました。

ただ、先ほどもちょっとありましたが、一たん文言を入れると消費者の自己責任だ、消費者教育を受けてちゃんと勉強していないのが悪いという意味で使われては困るという危惧は一方にあります。

他方で、消費者にはいろいろな消費者教育の機会に参加したり、みずからも情報収集したりということを期待するところももちろんあります。そこで思いとしては、消費者教育に参加することが求められるというのは消費者自身にどうしろ、ああしろということではなくて、それが求められる。では、都の政策としては何かというと、消費者教育に参加しやすいようにいろいろ情報を提供したり、周知したり、呼びかけをしたり、あるいはいろいろな機会をたくさんつくったり、それが都の施策であろう。その都の施策の前提として消費者教育に消費者がどんどん参加することが求められているのだから、それを受けて下さいというような意味の限度で何か書けないだろうかという、そういう思いで書いたものです。ただ、こういう文言を入れることがまたひとり歩きするのではないとか、いろいろな両方の面があるので、何もこれでごっさり検討した末、これが完成版ですということ

では毛頭ありませんので、先ほどの御意見のように率直な意見をどんどん出していただいでよろしいかと思ひます。ここで方向づけができればというふうに思ひます。

お願ひします。

○越山部会長 この部分には検討部会でもいろいろ議論された箇所、消費者についての役割について入れるべきかどうかというようなお話があり、部会長さんが悩んで入れていただいで、入れるとすればこうなるのかなというイメージを提示していただいでいるという状況だと思ひます。この箇所の私の理解がまずいのかも知れませんが、条例の第41条に追加する記述として○2つと網かけがある○1つが追加してはというイメージの議論というふうに思われますが、そういう過程でよろしいのでしたか。

○企画調整課長 それでは、イメージしにくいと思ひますので、まだ素案なのですが、条例改正をするとしたらこういうことになるという資料をお手元にお配りさせていただきますので、ただ、今後、法規担当などの担当部署との調整前ですので、あくまでも事務局案ということで御了承いただければと思ひます。

お手元に、取扱注意というふうにさせていただきますけれども、第7章の41条のところにはいろいろ御議論いただいで、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するですとか、啓発活動を推進するですとか、そういった文言をつけ加えさせていただいで後、41条の2、41条の3は枝番としてそれぞれ記載をしまして、41条の4のところには消費者の役割というような記載を、今、答申で御提言いただいで内容を取り込むというような構成にしたいと思ひます。

○越山部会長 どうもありがとうございます。

そうなると思ひ余計気になるのですけれども、この41条というのは「消費者教育の推進」というくくりになっています。要は、ここで消費者教育というのは消費者に対して行う教育のことを多分ここで示しているのだと思ひますが、そうすると最初に「都は」と書いて、次に「消費者団体は」と書いて、次に「事業者及び事業者団体は」と、要は消費者教育を推進していく母体みたいなものの役割みたいなことを書いてあるのはよくわかるのです。その後には実施母体のように消費者の記述があるのは、ちょっとディメンジョンが違ふ気がしました。消費者教育をどんどん推進しましようよと言っている中で、受け手側の消費者の役割が記述されるのは、ちょっと気になります。要はこれで見ると、消費者が消費者教育を推進する中で、彼らに加わってもらえないと思ひ消費者教育が成立しないよというふうにもとれてしまうので、そういうとられ方が妥当なのかと気になったので、その辺のところ

をもし伺いできればと思っただけです。

○池本部会長 ありがとうございます。まさにそのあたりが一番悩ましいところですし、私も都の施策の対象である消費者の役割がこの並びに入るのはどうかという、違うのではないかという意見もなるほどと思いながら、他方で、ここが自主的な消費者教育に参画するという「参画」という言葉は、ただ自分で一生懸命勉強しなさいというだけではなくて、都や、あるいは事業者、事業者団体、消費者団体がやっていくのをただ受け身の立場でしっかり勉強しなさいとか、消費者教育を積極的に学びなさいではなくて、どういうものが欲しいのかということも意見を言ったりという、その意味で積極的にかかわっていくというような意味も含まれるのではないだろうか。ただ、それも責務としてではなくてかかわりを持ってくださいという期待を述べるにとどめているのですが、そういう意味で参画することが求められるという、ほかの主体が消費者教育を推進するとか協力するとかというのは違う書きぶりにしたつもりなのです。

この点はいかがでしょうか。私自身も揺れながらとりあえず書いたところですから、率直な感想、御意見をお願いしたいと思います。

○洞澤委員 入れるか入れないかというところが大きく意見の分かれるところだと思うのですが、もしこのようなことを入れるのであれば、先生のほうでつけ加えていただいたようにある程度表現を変えて、恐らく理解が間違っていなければ、消費者として期待される役割というものとその他の部分で努力義務とされているものとは度合いというのでしょうか、違うのかな、そういうニュアンスなのかなというふうに理解をしますので、そこがもっと明確にわかるような形で表現するのがいいのかなと思っておりまして、先ほど申し上げた意見も、例えば責務とか役割とかいったところが表現としてごちゃごちゃになっていると全体としてわかりにくいのかなという気もしたのです。なので、もし入れるということなのであれば、そのあたりを意識したほうがいいのかという、そのように思いました。

○池本部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○増田委員 表現については詳しく申し上げられないのですが、私は入れていただきたいと考えています。大きな義務ということではなく、参加するという意識を持ってもらう。教育の推進というところに参加する意識を持たせるために、ここの位置づけで書いていただくというのは非常に重要なことだろうと思います。

今、とても複雑な商品サービスが提供されている中で、自分から積極的にいろいろ情報

収集しないと便利さを享受できないというようなことがたくさんございます。そういう意味からも与えられた環境が整っているのであれば、そのチャンスを逃さないようにしましょうねぐらいの、そんな意識は持っていただきたいと思いますので、入れていただくことについては賛成します。

○池本部長 ほかの方、いかがでしょうか。

上村委員。

○上村委員 私も表現に関しては提案をすところまで至っていないのですが、今、消費者教育で求められているのは消費者の選択をする、社会を変えられるというふうに消費者が認識する機会を提供するかというところだと思うのです。受け身の消費者ではなくて、消費者の生活選択、お金の使い方も含めてどういう商品をどういう形で選択するかということで、それは経済社会を変えることができるのだという選択の権利も責務という言い方なのか、役割という言い方なのかかわからないのですが、そういう主体であるということはどう認識を高めるのかということが非常に求められているところなので、今、消費者の役割というところで、そういうもうちょっと社会を変えられる、あなたの消費行動、あなたの選択という意味の認識に立ち至るよういかにサポートするのか、そういう意味でここが書かれているのかなと思いつながりながら聞かせていただいたところです。

○池本部長 ほかの方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○宮阪専門員 宮阪です。

今回の案、即ち26ページについては、私は前回提案されていた案よりもよりよくなったというのが率直な意見・感想です。わかりやすいし、読みやすいし、以前の案はどちらかといったら両論併記過ぎてわかりにくかったという感じを受けていましたので、この案で一応賛成でございます。

○池本部長 ほかの、いかがでしょうか。

どうぞ。

○矢野委員 今回の提案に基本的には賛成をしておりますが、皆さんの御意見を伺いながら、具体的な文言について、今、自主的に消費者教育に参画で、「参加」ではなくて「参画」という言葉は非常に重要だと思いますが、むしろ意味合いが自主的よりも主体的のほうが、より消費者自身がみずからかわっていく、参画をより位置づけるものとしてはいいのではないかと。条例の前文にもありますし、41条の最初のところにも消費者に関しては主体

的にという言葉を書いて、重なってしまうというのがありますが、でも、やはり位置づけは自主的よりも主体的のほうが、より消費者としても自分たちで位置づけられるものではないか。

先ほど越山先生が言われた、ここを消費者の役割とするのかどうかというところがあるのですけれども、私は、余りこの辺は抵抗がないといいますか、むしろ中に努めるものと、最後は求められるの違いのところをまさに立場を明らかにしているのではないかと思いますので、具体的な文言の提案をします。

それから、今、「取扱注意」の素案のところ、41条の4のところは「自主的な」と書いてあるので、これは「に」の間違いですかね。改めて「主体的」ではいかがでしょうか。○池本部長 という意見も出ました。今の意見を聞きながら思ったところですが、「消費者団体の役割」、「事業者及び事業者団体の役割」、「消費者の役割」という見出しが「役割」で全部そろっているところも、もしかしたらここだけは「参画」に変えておいたほうが、趣旨が違ふというのを見出しも含めて明確になるのかなというのをその場で思って発言して申しわけないのですが、感じたりしています。いかがでしょうか。

どうぞ。

○柘原専門員 質問も兼ねてなのですけれども、(2)のところ「消費者団体、事業者、事業者団体、消費者」ということで4者を併記していただいています、いずれにしても消費者団体と事業者団体というのはあくまで団体ですので環境整備には御協力ができますけれども、消費を提供する当事者ではございませんで、当事者はあくまでもお店である事業者さんとそれを購入される消費者さんでありまして、ただ、この答申案の中にも書いてありますように、一方で消費者の方が事業者になる取引というのもふえている、古物商みたいな形になると思いますけれども、逆の立場というのもあるやに書いてありまして、そこ自己矛盾を起こさないのかなというのが1つあります。消費者の方も事業者になっている事実がありまして、当然ながら被害という意味でいけば加害者になる可能性もあるわけでありまして、そういった意味で、過去の審議会の中で申し上げたのは、事業者と消費者さんというのは対立構造ではなくて商品を提供する、あるいは買う側ということであくまでお客様という関係になりますから、その提供する側と受ける側が切磋琢磨していい商品が生まれたり、いい市場が形成されていくのだというふうにお話を申し上げましたのはそういう意味がありまして、そうしますと、26ページの四角の箱の中に書いてあります3つ目の○、網かけのところでありまして、消費者教育を推進していくというパー

トの中に「消費者の権利の確立」というのがいきなり出てくるのですけれども、なぜこの中で「消費者の権利の確立」というのをここに規定しなければいけないのかというのが1つ御質問と、その次の「持続可能な社会の形成」というのもちょっと意味がわかりませんで、恐らくこういうことというのは消費者と事業者が教育をしながら、切磋琢磨しながら健全な市場を形成するということに行き着くのが本来の資本主義経済の中の姿ではないかというふうに思っていて、「消費者の権利の確立」というのがここに本当に入って違和感がないのかという御質問が1つと、健全な市場の形成に向けて事業者も消費者も勉強していくのだということが本来の姿ではないかというふうに思っていて、2点ほど申し上げる次第であります。

○池本部長 ありがとうございます。

この部分の字句修正は、先ほど申し上げたように、事務局と私とでいろいろひねり出したところがありますので、今の点について、まず私のほうで可能なところをお答えしたいと思います。

まず先に、文言の上で「消費者の権利の確立や持続可能な社会の形成に向け」という言葉を入れたのは、都民意見募集の中でも出ていた、もし消費者の役割を位置づけるのであれば消費者市民社会の形成に参画する消費者を育成する、そういう消費者教育の視点を明記してほしいという意見がありました。平成20年の国民生活局の消費者白書の中で消費者市民社会の形成に向けてということが提起されたのですが、そこがまさに、この消費者というのは、単に個人として選ぶだけではなくて、権利の確立とか持続可能な社会への配慮ということを積極的に行動する消費者であるということがありましたので、消費者教育というのをそういう観点でかかわっていくのだという意味で、この1行目のフレーズを入れたといういきさつがあります。

それから、もちろん事業者も消費者も両方とも消費者教育の面ではかかわっていただく必要はあるのですが、条例の中で都が行う施策、あるいは、それにかかわる関係者の施策ということでまとめていけば、事業者及び事業者団体は自主的な消費者教育に取り組むとともにというところで、一応事業者の役割、それは努めるものとするというところが入っておりますので、そこに事業者は位置づけられ、消費者については、先ほど来の議論がありましたように、消費者行政の施策の対象である消費者が同じ表現というのはどうかというのがありましたので、もちろん両方がそれぞれかかわって消費者教育は推進していくのだけれども、表現ぶりを少し書き分けたというふうに理解することができるのではないかと

というふうに思います。

何か事務局から補足があればおっしゃっていただければと思います。

○企画調整課長 最初の1点ですけれども、消費者が事業者になるというような御質問があったかと思いますが、これはあくまでも消費者は消費者として売り主となるということで、業としてなすという場合は消費者という定義からは外れると考えております。

ですので、あくまでも買い取りを業として行っている者に消費者として売るということで、売ることを商売にしているわけではないので、そのところは明確に線引きをしているというふうに考えていただければと思います。

○池本部会長 今の点はよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○上村委員 今、非常に難しい議論の時期なのだなというふうに思っています。消費者と事業者が非常に対立的に、先ほど言われた市場の中で対立的な構造でやってきた経済社会が持続可能ではなくなったということでイメージを転換しようというところで、では、どういうものを目指して事業者も消費者も共同で生活していくというか、社会を形成していくのかというのを消費者市民社会というフレーズでまずは掲げておいて、具体的なもの、消費者市民社会と言われるような構成で持続可能な社会というのはどうしたらつくれるのだろうと、事業者も消費者もこの後しばらく試行錯誤をしましよと、多分、今まで消費者教育などで言われているのは、単に取引という市場の場面だけではなくて、例えば投資であっても社会的責任投資であるとか、事業者のCSRであるとか、もうちょっと自分たちが目指すものは何なのかというのをきちんと自覚するような、そういうものは消費者にも事業者にも両方にあって、そういう機会をそれが消費者教育として提供される中で消費者市民社会がつくられていくよねという、そこに転換点があるので非常に難しい議論をしているなというふうに思います。

ですので、未来志向であるのならば、先ほど消費者市民社会という言葉を入れたらどうかというお話もありましたので、そういう未来志向的な、そのときに公正で持続可能な、単に持続可能なといってみんなが我慢してというのではなくて、非常に格差が開いていく中でみんながきちんと生活をしていくため、ある意味、生活者として消費者でもあり、事業者というか労働者でもあるような、そういう中でつくっていくのが消費者市民社会という意味で言うならば、消費者市民社会を入れてもいいのかなというのが聞いていて思ったフレーズです。

それで、もともとの文言の話のところ、先ほど素案に対して消費者の役割の分の「自主的」ではなくて「主体的」がいいのではないかという矢野委員の御発言は、そういう意味でもみんなが主体的にそういう社会をつくっていかうと、そういう気持ちを持っていかうという意味では、やはり「主体的」のほうがいいかなという気はいたしました。

以上です。

○池本部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。どうぞ。

○橋本委員 内容というより、25ページの書きぶりの形式的なことです。最初に洞澤先生がおっしゃった、25ページの一番下の行の「事業者・事業者団体等」ですけれども、これは、このままだと（2）には消費者が加わっているので、この「等」というのは消費者のことだというふうに普通読めてしまうので、そこはさすがに問題があるので、この「等」はそもそもどういう趣旨なのか。もしこれが消費者のことを意味しているのであれば、それはちゃんと書くべきですし、そうではなくて、もともとこれはあったものですから、もっとほかの市区町村とかほかの家庭とかそういったものが念頭にあるのであれば、それはそれで「等」でいいと思うのです。いずれにしても、これは書きかえないと趣旨が不正確だと思います。

それと同時に、「事業者・事業者団体」を「、」でつないでいるところと「・」でつないでいるところが混在しているのですが、法律のほうの責務規定でも、要するに事業者と事業者団体は「及び」になっていて、これは「・」にして全体を整理したほうが恐らく趣旨に合うのだらうというふうに思います。

ちなみに私自身は、先ほどの御議論を聞いておきまして、消費者についてここで明記をする、あるいは、自主的という文言について少し考えるという、そこは賛成なのですが、やはりこれは、先ほどの条例の原案について議論して、いきなりかもしませんけれども、ここに消費者が順番に出てきて並んでしまうと、この議論の趣旨はわかるのだけれども、法律の条文をいつも見ている立場から言うと、なぜ都がこういうことを条文でここに書くのだというのはしっくりこないといえますか、批判は出ると思います。だから、そこは少し工夫をしていただいて、こう並ばないような形で、42条のほうにつけ加えるという考え方もあるでしょうし、もっと前のほうに持ってくるという、「消費者」を最初に持ってきて参画とかいうふうにして、「責務」が2つ次に出てくるとか並びを変えるだけでも立法者意思というのは伝わるといいますので、同列で表現ぶりだけを変えたものではないという

ことが解釈するときにはわかるような形に工夫をしていただきたいというのがお願いという
か、私の感想であります。

以上です。

○池本部長 ありがとうございます。そうですね。

ほかいかがでしょうか。ございますか。

○長谷川委員 長谷川です。

先ほど権利の確立という表現について、事業者の立場からややひっかかりがあるという
御意見がありました。私ども事業者団体見ましても、権利の確立そのものが適切でない
とは思いますが、ここだけがぼこっと出ますと、24ページにあります条例の前文で、「消
費者は、自らの消費生活において主体的に行動し、その消費行動が市場に与える影響を自
覚して、社会の一員としての役割を果たすことが求められる」というニュアンスが見えに
くくなるのではと思います。消費者の役割を正しく認識した消費者がふえていくことが、
健全で豊かな消費社会をつくる上で重要であり、消費者教育の一つの主眼もこういうと
ころにあると思います。権利の確立を前面に出した時、先ほどのニュアンスが素直に感じら
れるかという点で、ややどうかという感じはいたします。全面的に反対ということではな
く、消費者の権利をしっかりと自覚するというのも重要で、これはこれで必要と思いた
すが、先ほど、消費者市民社会という言葉を意識してという意見もありましたが、みんな
で消費者市民社会をつくっていく、その取組において消費者は主体なのだという位置づけ
で盛り込まれる内容であってほしいという感想があります。

○池本部長 ありがとうございます。

ほかに。

○矢野委員 先ほどの朽原委員の事業者からの御懸念の部分、消費者団体としては、ま
さにこれからの消費者教育は、消費者と事業者、消費者団体と事業者が一緒になって推
進していくという協働の視点が非常に重要かと思っています。

先ほど上村委員のほうから出ました消費者市民社会の少し説明を加えられた御意見が
ありましたが、そこをできれば23か24の現状とかそういった部分に消費者市民社会
という言葉も入れて、改めて共同の立場で推進していくのだという中でそれぞれの役割
があるという説明をぜひ加えていただきたいと思っております。

今回新たに条例改正が発生するわけですがけれども、東京都の取り組み自体は全国的にも
いつも非常に注目をされているわけで、今回、東京都がこういった新たに条例に盛り込む

ということも、やはり一つの模範みたいな提起にもなると思います。そういった意味では、今の時代に消費者教育推進法ができて、「消費者市民社会」という言葉が改めて定義された中で、そのことをしっかり現状のところには説明として入れ込むことも非常に大切かと思っておりますし、それから、今後の条例の逐条解説のところ、やはり実際に行政を担う人たちがそれをしっかり活用していただく理解に資するためにもその部分を入れ込むことが大切かと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○池本部長 ありがとうございます。非常に貴重な参考になる御意見をたくさんいただきました。

そうしますと、きょういただいた意見で、字句修正で複数出ている点、あるいは、先ほどのように、24ページの消費者教育推進法が施行されたという、このあたりで先ほど来の議論のところを、消費者市民社会の形成という方向性のことを少し位置づけるとかというところも含めて幾つか字句修正をする必要があるところが出てまいりました。

皆さんのきょう出た意見を最大限反映して、事務局と私のほうで最後もう一度見直して取りまとめという形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○池本部長 ありがとうございます。

では、そういうところで本日のこの審議を踏まえて最後の取りまとめに進めるというふうにさせていただきたいと思います。

では、今後のスケジュールについて事務局より御連絡願えますか。

○企画調整課長 それでは、参考資料①というA4横の物があると思いますけれども、こちらの「消費生活対策審議会 今後の予定」をごらんください。

本日の検討部会、消費者教育推進協議会で御審議いただいた結果を反映させた答申案としては、現在、12月19日(金曜日)に審議会総会を予定しておりますので、こちらで総会に検討会から報告していただきまして御審議をお願いするという予定にしております。

総会では、答申案をお諮りしまして、最終的に決定したものを答申として知事に御報告いただくという流れを予定しております。

委員、専門員の皆様にはお忙しいところ恐縮でございますが、今後も引き続きどうぞよろしく願いいたします。

本日、この後、消費者教育推進協議会の委員、専門員の皆様につきましては、16時30分から、このままこちらの会議室におきまして、引き続き協議会として消費者教育アク

シヨンプログラムについて御審議いただく予定でございますので、今のお席のままで結構でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○池本部長 それでは、以上をもちまして第4回の検討部会と第1回の消費者教育推進協議会の合同部会としては閉会させていただきたいと思ひます。

消費者教育推進協議会の皆様は、この後引き続き議論を続けていただくということでもよろしくお願ひします。

検討部会としては本日が最後の開催となります。お忙しいところ、これまで御尽力、御協力いただき、ありがとうございました。

きょうは以上です。

(休憩)

○越山部長 それでは、定刻を過ぎておりますけれども、前回までの議論が非常に白熱したので少しずれ込んでおります。大変申しわけありません。

それでは、第1回「東京都消費者教育推進協議会」を再開させていただきます。

最初に、審議に入ります前に、この協議会の公開についてですが、合同部会に引き続き、この協議会は、東京都消費生活対策審議会運営要綱第11により公開の扱いにさせていただきたいと思っております。また議事録についても公開する予定でございます。御了承いただければと思っております。

それでは、審議に入りたいと思ひます。

事務局から「東京都消費者教育アクションプログラム（平成26年度版）」の中間報告として、本年度の具体的な取り組みのうち、主だったものについて御報告いただきながら、今後の消費者教育の取り組みのあり方について審議していきたいと思ひます。

では、事務局の方、御説明お願ひいたします。

○企画調整課長 それでは、まず、御説明をさせていただきます。

資料でございますが、10月末までの東京都消費者教育アクションプログラムの平成26年度上半期の取組実績は資料6にまとめてございます。

本日は、その中から資料5に記載をいたしましたように、特に重点的に取り組む世代・テーマとして「多様な主体との連携」「区市町村への支援」「若者の消費者被害の防止」「高齢者の消費者被害の防止」「子どもの安全の確保」の5つのテーマを設定しておりますので、本日は、それぞれのテーマから1つずつ抜粋いたしまして、この取組実績の現状について

具体的に御説明させていただきたいと思います。

それでは、それぞれの所管のほうから御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○消費生活総合センター活動推進課長 東京都消費生活総合センター活動推進課長の江寺でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料5を御準備いただきまして、私のほうから「特に重点的に取り組む世代・テーマ等」の「1 多様な主体との連携」からその下、2、3、4の「高齢者の消費者被害の防止」までの10月末時点の取組について、御説明をさせていただきます。

まず、資料5「1 多様な主体との連携」でございますが、事業者・事業者団体や大学など、今まで連携の機会の少なかった主体との連携を特に強化いたしまして、それぞれの主体が得意としている分野のノウハウを御提供いただきまして、さらに効果的な消費者教育の推進に取り組んでいるところでございます。

「多様な主体との連携」のうち事業者・事業者団体、試験研究機関等との連携による都民向け講座について御説明いたします。

6月と7月に事業者・事業者団体等と連携いたしまして、金融経済教育をテーマとして一般都民向け講座を2回開催いたしました。お手元の資料5-①、後ろに資料をつけさせていただいておりますけれども、ごらんいただけていますでしょうか。「～消費者セミナー等開催のお知らせ～プロが直伝！金融に関する知識と判断力！！」をごらんください。

6月12日から14日までの3日間、私ども東京都消費生活総合センターで生活設計を行う習慣や能力、また、金融商品を適切に利用選択する知識や判断力を学んでいただくことを目的に「家計管理と生活設計について考える相談会～身につけよう！金融に関する知識と判断力～」と題しまして、基調講演、ミニセミナー、ファイナンシャル・プランナーによる無料相談会を開催いたしました。

これは、金融庁、金融広報中央委員会、日本FP協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会の以上8団体と連携して実施をしたものでございます。

別紙をご覧ください。

基調講演では『『あなたのお金を育て増やすライフプラン！』～知恵も投資も地道な積上げが大事～』として、将来を見据えたライフプランニングの重要性について御講演いただきました。

基調講演に引き続いて行われたミニセミナーにおきましては、医療保険や地震保険に関する基礎的な知識や金融トラブルに関する具体的な事例紹介など、これからのライフプランニングに役立つ内容について専門家の方々に御解説をいただきました。

また、期間中に実施いたしました無料相談会では、日本FP協会認定のファイナンシャル・プランナーに消費者から住宅ローンや保険、資産運用など、生活設計に関する悩みや疑問等についてお答えをいただきました。夜間、また土曜日にも実施いたしましたことで20代から70代までの幅広い年代の方々に御利用いただくことができました。

続きまして、資料5-②をご覧ください。「消費生活講座『日本経済のこれからの考える』開催のお知らせ」でございます。

7月9日に青山の東京ウィメンズプラザホールで「日本経済のこれからの考える」と題しまして、東京都金融広報委員会と連携させていただいて消費生活講座を開催いたしました。

第一部の講演におきましては、2014年の日本経済につきまして長期的な観点から世界レベルの中で日本経済がどういう位置にあるのか、経済全体について御講演をいただきました。第二部のミニセミナーにおきましては、身につけておきたい大事な生活設計と金融商品選択のコツについてお話をいただきました。

東京都金融広報委員会の皆様に大変御尽力をいただきまして、大変充実した講演会、講座となりましたことをこの場をお借りして御礼申し上げたいと思います。

続きまして、資料5に戻っていただきまして「区市町村への支援」でございます。

区市町村の消費者教育を担う人材を育成の2つの取組について御説明いたします。

1つ目の取組といたしまして、地域で見守り活動を行っている方などに消費者問題に対する体系的な知識を習得する機会を提供するために消費者問題マスター講座に「区市町村優先枠」を設けまして、区市町村を通じてお申込みのあった方の受入れを行いました。受入れ人数は23名でございます。地域包括支援のセンターの職員の方ですとか、地域の消費者団体の方、地域で消費者啓発活動に携わる方々がお申込みをいただいて、今、受講されているところでございます。

消費者問題マスター講座につきましては、簡単に御説明いたしますと、別に参考資料としてお手元にお配りしているピンクのリーフレットがございます。こちらは、消費者問題について体系的に学ぶことにより、地域や職場などで消費者教育の推進について何らかの役割を果たすことができる人材の育成を目的として9月から12月までの期間、飯田橋、

私どもセンターと立川のセンターの2会場で開催しているものでございます。

講義形式によりまして、消費者問題に関する概論から契約の基礎知識など、関係法令に関する知識のほか、高齢者の悪質商法被害防止に関するテーマ、インターネットトラブルに関する知識など、13テーマを体系的に学べる講座となっております。講座の内容は、お聞きいただきますと、13テーマ全ての内容をご覧いただけます。

こちらにつきましては、洞澤先生など御多用のところ、講師として御登壇いただきまして、この場を借りまして、心より御礼を申し上げたいと思います。

また、続きまして、2つ目の取組といたしまして、区市町村が消費者教育を推進するための一助としていただくために、事業者団体や民間ADR機関に消費者教育への協力と情報提供を依頼しまして、15団体が作成した50の消費者教育教材と14団体が実施する出前事業につきまして、内容、問合せ先などを一覧表にまとめたものと関係資料を合わせまして都内区市町村に情報提供いたしました。

こちらも別に御用意した参考資料で、A4横判の区市町村への情報提供資料ということでおまとめして、こちらのほうをお配りしてございます。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料5「3 若者の消費者被害の防止」でございます。

若者向けに悪質商法の手口をわかりやすく紹介する効果的な取組の2つの取組について御説明を申し上げます。

1つ目の取組でございますが、若者の消費者被害を防止するとともに、加害者にならないという視点も踏まえた啓発を行うため、悪質商法被害をテーマにした再現ドラマ付前講座の実施でございます。

資料5-③の「再現ドラマ付前講座、始めます！」という資料をご覧いただきたいと思います。

悪質商法の手口やその対処法をわかりやすくドラマ仕立てで再現して、相談員による解説や受講者との質疑応答などを通じて楽しく学べる新たな講座として10月に開講いたしました。

若者向けといたしましては「若者を狙うマルチ商法～稼いで人生勝ち組に？～」と「オンラインゲームは楽しいけれど～子供がクレジットカードを?!～」の2テーマを御用意いたしました。

資料中ほどの「投資詐欺」の部分は高齢者向けのものでございます。これらは、消費者

本人のみならず保護者を含む見守る側の方々にも役立つ消費者被害防止のポイントなどが示されている、盛りだくさんの内容となっております。

また、2つ目の取組でございますけれども、若手芸人を支援する民間ウェブサイト「芸人ラボ」とタイアップいたしまして、悪質商法をテーマに若手芸人がつくった漫才・コントをインターネット動画で公開する消費者教育でございます。

資料の5-④をご覧くださいと思います。『若手芸人』が悪質商法被害防止を呼びかけます！」でございます。

こちらは昨年度に引き続きまして、今年度第2回目の実施でございます。今年はより多くの若者に関心を持っていただくために、若手芸人に加えまして新たに大学公認お笑いサークル所属学生芸人に初挑戦していただきます。

今後の予定といたしましては、来週の土曜日になりますけれども、12月6日に池袋サンシャインシティの噴水広場で公開収録を行いまして、来年1月からウェブサイト「芸人ラボ」で本動画を公開して、若者に対して悪質商法被害防止の呼びかけを行います。

続きまして「4 高齢者の消費者被害の防止」でございます。

資料5をご覧ください。高齢者悪質商法被害防止キャンペーンの取組について御説明をいたします。

資料5-⑤をご覧くださいと思います。

高齢者の消費者被害でございますが、本人が被害に遭ったことに気づいていなかったり、また、被害に遭ったと自覚しても恥ずかしいであったりとか、迷惑をかけたくない、また、自分が悪いという気持ちから被害を隠したり、泣き寝入りしたりする傾向もありまして、被害が潜在化しやすくなっているために、被害の未然防止のためには、高齢者御本人だけでなく、家族やホームヘルパーさんなど、家庭で地域で高齢者を見守る人々への注意喚起が欠かせないと考えております。

そのため、高齢者の消費者被害未然防止、早期発見を目的といたしまして、9月をキャンペーン月間といたしまして、啓発事業を実施いたしました。9月10日から12日までの3日間で都内23区26市1町3消費者団体と協働で高齢者被害特別相談を実施いたしました。

今年度は「高齢者をねらう『悪質商法』や『振り込め詐欺』にちょっと待った！！ 目と心を配る“あなたの一手”が高齢者を被害から守ります」ということをテーマにいたしまして啓発を行いました。

啓発の具体的な内容としては、都民の方が多く立ち寄る高齢者関連施設、お風呂屋さんといったところへのポスター掲出であったり、悪質商法の手口とともに、周りの人の気づきのポイントや対処方法を解説したリーフレットの配付、介護事業者を対象に消費生活相談の電話番号を掲載したステッカーを配付いたしまして、周知を図ったところでございます。

また、都営地下鉄とバス、都電、民営バスに車内広告を主要6紙、読売、朝日、日経、毎日、東京、産経に新聞広告を載せ、東京新聞のシニア向けの折り込み紙にカラー広告を掲載したところでございます。そのほか「広報東京都」ですとか「東京くらしねっと」の9月号に悪質商法の手口ですとかその対処方法、周りの人々の見守りのポイントを解説した記事を掲載いたしました。

最後に、各事業で作成したリーフレットなどを参考にお手元にお配りしてございます。後ほどご覧いただければ幸いです。

私からの御説明は以上でございます。

ありがとうございました。

○生活安全課長 生活安全課長の樋口と申します。

座って説明させていただきます。

私どもの生活安全課では、資料5の一番下の「5 子どもの安全の確保」を重点テーマとして、子供の事故防止に向けた情報発信や普及啓発に積極的に取り組んでおります。

本日、御報告させていただきますのが、資料5-⑥、見出しに「セーフティ・グッズ・フェア with サイエンスアゴラ2014 開催報告」と記載しております資料をご覧ください。

こちらは、今年の11月7日から9日まで、土日を含めた3日間で東京都と都立産業技術研究センター、キッズデザイン協議会の共催によりまして、お台場の都立産業技術研究センターで開催しました。

「サイエンスアゴラ」という子供向けの理科の実験ですとか、科学者との対話を通じて、科学と社会の関係をつくっていくという科学技術振興機構が実施するイベントと同時開催とし、その集客力を活用させていただきました。

そもそもの開催の趣旨ですが、もともと身近な製品による子供の事故がなかなか後を絶たないということで、事故を減らしていくにはどうしたらいいのかを内部で検討しました。その結果、各メーカーさんの方で子供の事故防止の観点で、いろいろ安全、安心に配慮し

たデザインの商品がたくさんあることに着目しまして、これをもっと消費者にPRして、知ってもらい機会をつくり、実際の購入につなげていくことが重要であろうということでこの企画を実現したところです。

メーカーの方でもこうした安全な商品がたくさん売れば商品開発に取り組むきっかけにもなりますし、子供の事故防止も進みやすくなるということで、こうしたサイクルを好循環させて将来的には安全・安心な商品市場が実現できたらいいなと考えております。

今回は初開催ということで、3日間で約4,500人の来場者がありました。写真にもありますように、初日の7日は企業を対象にして「ヒットにつなげる新たな視点の商品開発」と題しまして、実践的なセミナーを開催しております。講師は登壇者の記載欄にありますけれども、内容としては流通業界の方から売れる商品とかお客様の視点というのはどういったものかをお話しいただいたり、実際にキッズデザイン賞を受賞した企業の方から成功体験や開発に至るまでの苦労話などをお話しいただいたり、なかなか盛りだくさんの内容でして、80人の定員がほぼいっぱいになりました。

下段に写真がありますけれども、展示コーナーにキッズデザイン賞の受賞作品、事故防止に役立つ賞品ということで、約70点展示いたしました。例えば、やけどを防止するというので、倒れてもお湯がこぼれない電気ケトルですとか、水蒸気が出ない炊飯器、また、窒息を防止するためにブラインドの上げ下げをするひもがないようなブラインドあるいは首や体に巻きついていても一定の力がかかるとカーテンのタッセルがぼんと途中のところで分断されるものとか。今、小麦アレルギーの方が多ということで、誤って食べてしまってもアレルギーを起こさないようなお米の粘土とか、いろいろな商品を事故の 카테고리別にわかりやすく展示いたしまして、かなりの集客がありました。

一番下に説明が書いてあるのですが、8日、9日の土日で親子向けのプログラムということで、企業の方に協力いただきながらワークショップを開催しました。具体的には、小学生の親子を対象にして、例えば南極の氷にさわってもらったりして、凍傷とか暴風の危険を学んだり、オリジナルのキャンドルをつくって、ろうそくの安全な使い方ですとか、やけどはどうして起こるのかを学んだりして、多くの親子連れに楽しんでいただきました。

資料の右欄にありますけれども、テレビとか新聞とか、プレスの方にも多く取り上げていただいて、初回としてはまずまずの手応えを感じております。引き続き、来年度の開催内容の充実に向けて共催されている方々と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

ます。

以上でございます。

○越山部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告を元にそれぞれの専門的な見知からの御助言や新たな事業の御提案などを御審議いただきたいと思います。

また、報告内容についての質疑、感想でも構いませんので、御意見等がございましたら、お願いします。

なお、きょうの進め方なのですが、お手元にグリーンの本年度のアクションプログラムがあると思います。ちょうど事務局の皆さんは、この2ページに「1 多様な主体との連携」、次の4ページからの「2 区市町村への支援」、「3 若者の消費者被害の防止」、「4 高齢者の消費者被害の防止」、そして「5 子どもの安全の確保」と5本の柱で当面、本年度は重点的にいろいろやってみようというアクションプログラムになっています。昨年つくったこともあるので、それに基づいてのそれぞれの代表的な取組状況について御紹介いただいた形になっています。

ということですから、各5つのテーマのそれぞれを詳細に御紹介いただいたわけではなくて、それぞれの主要な活動や、新たにやったり、積極的に御活躍、活動していただいている内容の実行状況の説明をいただいた形になっています。もう少しこんな方向で進んだらどうでしょうかという御助言とかがございましたら、お願いできればと思います。よろしく願いいたします。

どうぞ。

○上村委員 御報告ありがとうございました。

まず、1つずつ言わせていただきたいと思います。

まず、「多様な主体との連携」のところ、金融経済に関する活動をクローズアップして御報告いただいたのはとてもいいかなと思います。なぜかという、御報告にもありましたが、金融庁、金融広報中央委員会という非常に大きな団体という公的な機関が、今、国際的な養成の中で金融教育はしなければならないと取り組んでいる非常に多様な主体が連携しやすい条件のあるところですので、それは、東京都では積極的にやっていますよと、東京都の金融広報も頑張っているというのが見えるようにここを重点的に御報告され、また来年もされるのはとてもいいことだなと思います。

ただ、もしお願いができるならば、今までの金融教育とどこが違うかといったときに、

家計管理、生活設計を柱とする4分野10項目というものがあるのですが、今までの金融教育というと、どちらかというと、各業界の商品の知識を金融教育と言っていたところがありますけれども、今、やろうとしているのは、みんなの生活設計、家計管理がやりにくくなっている社会の中で、そういう力をつけていくための家計管理、生活設計力をつける。そのための金融教育だというのが、以前の金融教育と違うところですので、時々、家計管理、生活設計というのが出てきているのですが、その辺ももう少し目立つ形でやっていただくと、東京都が連携でやるべきところとして生活設計教育、家計管理教育、新しい情報化、金融のグローバル社会の中で東京都民の生活設計力をつけるために多様なところと連携しているというのがもう少し伝わるのではないかなと思いますので、その辺を強調していただくとありがたいなということで、まず1点目でございます。「多様な主体との連携」ということでお願いというか、感想も込めましてお願いいたしました。

2つ目の「区市町村への支援」というところで、東京都がきちんと体系的な知識を、先ほども議論になっておりました消費者市民社会というのを矢野委員が講演されるようなきちんとした消費者問題マスター講座というのをなさったのはいいなと思います。9月に矢野委員がされていらっしゃるし、ここの委員の先生方が非常に積極的に発信をされている。単なる審議会の委員として座っているだけではなくて、みんな働いていますというのをアピールさせていただけるところでいいかなと思います。

こういう体系立ったところはとてもいいなと思うのですが、やはり東京都はいろいろな活動をやっている、例えばこういう担い手育成というのであれば、世田谷の「ひとえの会」であるとか、地道に今まで区単位でやってきたものが、人育て、担い手育成がたくさんあるのですね。そういうものが、都の単位で区の活動が広報できる非常にいいところかなと思いますので、その辺も講座の中に入れていただくなり、何なりしてでもいいのですが、いろいろな区の地道な活動がこういうところで見えるような事業を1つ入れていただくと、このマスター講座などの意義が非常に出てくるのではないかなと思いますので、次年度、この区ではこんなところが特色がありますよとか、こういうのをやっていますよとか、そういうものを御紹介いただくものも講座の中に入れておいていただくと東京都らしさが出てくるのではないかなと思いましたというのが2番目の「区市町村への支援」のところをお願い、感想でございます。

3番目の「若者の消費者被害の防止」のところでございますけれども、これはちょっと教えていただきたいのですが。

先月、八王子の大学のコンソーシアムで職員向けの研修をさせていただいたのです。いろいろな大学が大学コンソーシアムというものに入っていますので、そこで発信をすると、各大学の被害に遭いそうな若者を支援する職員、教員にやっていますよというのが一斉に発信することができる。文部科学省の消費者教育フェスタなども、南大阪の大学コンソーシアムで消費者教育フェスタということでいろいろな関西の大学を巻き込むということをやっているらしいので、私は八王子でお話しをしたときに、西の堺、東の八王子で頑張っていたかと思えますみたいなことを申し上げたのですが、そういうものも、大学というか、若者などを巻き込むときにはおもしろい活動を東京都はやっていらっやいますので、その辺もまたクローズアップしていただけると東京らしいなというのが出てくるのではないかなと思いました。

高齢者のほうはどなたか別の方にバトンタッチで、以上3点、感想、希望を申し述べさせていただきます。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。

では、3点。まず最初に、金融関係の教育の中で、生活設計、家計管理のようなキーワードについても考えていただければということなのですけれども、本件については推進課長さん、何かございますでしょうか。

○消費生活総合センター活動推進課長 先ほどご説明いたしましたセミナーは、お手元にお配りしてるチラシにあるとおり、家計管理と生活設計について考える相談会ということでもございます。引き続き、東京都金融広報委員会さんなどと協働し、同様に実施をしてまいりたいと思います。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。

東京都金融広報委員会の宮阪委員のところですよ。

○宮阪専門員 私のところです。

では、せっかくですので発言させていただきます。

まずは、金融広報中央委員会や東京都金融広報委員会のことを色々とお褒めいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、この6月に東京都金融広報委員会の事務局長として着任してから東京都の活動を実際目にしてきましたが、東京都はよくやっているなというのが正直な思いです。消費者

教育に積極的に取り組まれていて、我々もその動きにしっかりついていきたい、あるいは何らかの形で貢献したいという思いも着任後から抱いています。

その上でお話を聞いていただきたいのですけれども、我々は、まず、消費者教育と金融教育は表裏一体だと思っております。なおかつ、先ほどもお話がありましたように、生活設計といったところに基軸を置きながら、我々の最大の特色が中立公正な組織であるということを活かしながら活動をしているということです。さらには、知識だけを求めるのではなくて、判断力を育成していきたいという点にウエートを置いて活動しております。我々東京都金融広報委員会のこうした活動が東京都にお役に立っているのであればそれは非常にありがたい話です。そのように聞いてて思いました。

あえて要望を申し上げますと、今回いただいた消費者教育のアクションプログラムの中で、1から5までの項目がございますけれども、もし可能であれば、「2 区市町村への支援」の中で、消費生活相談員に対して私どもが何らかの形でいろいろな金融教育のノウハウを教えて差し上げられるような機会を頂けるのであれば、多分より一層効果的に広まっていくのではないのかと思っております。

以上でございます。

○越山部会長 ありがとうございます。

今の最初の御意見について3つございましたので、順番に行きたいと思います。

2つ目の消費者市民社会という部分について、これは新しい発想ですので、いろいろなところでその考え方やその存在をほとんどの消費者の方は知らないと思いますが、そういうことを何かの機会のたびにいろいろお伝えすることも大事だと思います。

さらに、先ほど御意見の中では、きょうの御紹介は、全て東京都の消費生活総合センターさんが主催だと思いますが、東京都さんはセンター・オブ・センターズとの役割をもっていますが、実際には区市町村レベルでも同じような活動をやっておられると思います。そこへの支援だとか、そことの連携だとかによって東京都さんのおやりになっていることをうまく伝えることも重要なのかなという御意見だったのかなと思うのですけれども、その件に関してはどこにお聞きしようか。

○消費生活総合センター活動推進課長 それぞれの区市町村で頑張っておられる皆様やまた、その活動をご紹介するような機会を東京都はマスター講座などにおいて設けるべきではないか、という上村先生のご意見だったと思うのですけれども、マスター講座におきましては、矢野先生が講師を務められた「消費者市民としての役割・消費者団体の活動」の

講義の際、実際に各区市町村でこういった活動を行っているかということを経験した資料にいたしまして、受講生にお配りして、マスター講座修了後、地域に帰ってこういった活動ができるかということは御提案させていただいております。今後も引き続きそういったことは実施してまいりたいと思っております。

○越山部会長 ありがとうございます。

もう一つありました若者向けのために大学間でのコンソーシアムというのですか、輪をどんどん広げていくのがとても重要なのかなというお話があるのですが、これはどの辺から。

○消費生活総合センター活動推進課長 各大学についても、ぜひ私どもの出前講座など、消費者被害防止の講座を開いてくださいということで、今、実際に営業活動をさせていただいて、今まで門戸を閉ざしていらした大学でも、やはり消費者被害があるということで実際に出前講座を開催していただけることになっています。日本学生支援機構の主催で、大学教職員を対象とした会議において出前講座を実施することになりましたので、こういったことをきっかけにして徐々にこれから広がっていくことを期待しております。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、大学は門戸を閉ざしておって、私の研究室もせんだってやっとな隣の習志野市と業務提携をして、これからそれに努めようとは思っている状況です。地域によって急がず、地道に少しずつ活動していかざるを得ない場合もあるのかも知れません。

引き続き今回の御活動について御意見等をお願いいたします。

○増田委員 いろいろな項目については互いに関係し合っているのかなと思うのですが、東京都の場合、まず、「区市町村の消費者教育を担う人材の育成支援」ということですが、東京都の場合は支援というのが非常に重要なことで、区市の職員の話をお聞きすると、常に東京都を見ていると感じます。私どもの会員が区市の消費生活相談員として勤務してございまして、そこで職員の方といろいろ話し合いをして、こうしてほしい、ああしてほしいというなど、いろいろな事業の提案をする中で、前例がないとか、都が何をやっているとかなどの意見があるそうです。職員さんが企画をするに当たってなかなか提案できないということがあられるようなので、その辺のところを具体的な支援策として何かアイデアを情報提供することが目に見えない形ですけれども、非常に重要なことになるのではないかと思います。そこら辺の充実を進めていただきたいと思います。

若者に関してなのですけれども、私どもの団体では大学祭で出前講座を毎年十数件行っておりますが、その開拓も非常に困難をきわめています。大学祭がお祭り状況になってますので、真面目な話をなかなか聞いていただけない。それをあめ玉でキャッチして話を聞いてもらう時間をとって、キャッチセールスみたいな状況になっています。大学祭で出前講座などを行うため、ぜひ大学に対する門戸を開くための協力をいただきたいと思います。

中学、高校に対して講座を私どもは行うことができますけれども、都立高校のほうが開拓がなかなか難しいです。例えば、県立のほうなどですと、1つのところがこれはいいぞと思うとロコミで要請があつて、一度に大量の講座が広まっていく状況があります。それが都立高校のほうにはちょっと感じられないものですから、今、どうなっているのかなというのがあります。

特に中学、高校、最近は小学生もそうですけれども、情報の教育が学習指導要領にも書かれておりますので、その部分については、教員自体が身につけていない内容だと思っております。今まで情報という項目になくて、いざ学生に教えるとなったときに、改めて学習しないと教えられない項目だと思っておりますので、そこは非常に手厚くやらなければいけない。また、いわゆる生徒指導というか、ネット上の炎上だとか個人情報流出だとか、そういう社会的なことの問題のネット教育と、契約に関するネット教育が社会科と家庭科と分断されているのが見てとれます。それをまとめて情報提供して出前講座をやりたいと思うと、いや、それは社会科でやるからいいのですとか、それは家庭科でやるからいいのですという反応が実はありまして、端から見ると一遍にやりたいと思うところです。分けてもいいですが、いずれにしても子供の頭に届く、耳に届く形での援助が非常に重要だと思います。エイドさんの活用をもちろん中心的に行うということもあると思いますが、そのほかに、もうちょっと情報に関する特化した専門的な団体というものもあるかと思っております。それはある団体であったり、そういうことを勉強している私どもの自主研もございまして、いろいろな団体もあるかと思っております。そういうところの活用という形もできるのかなと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思っておりました。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。

この意見もできるだけ有効に今後につなげていきたいと思っております。

まず最初の相談員についての関係に関しては何かコメントとかございますでしょうか。

○消費生活総合センター活動推進課長 相談員に対する研修の所管は、消費生活総合セン

ター活動推進課でございます。年間5回、基本的に飯田橋におきまして同じ内容を各2回ずつ合計延べ10回にわたり相談員が必要な、あるいは知りたい内容について研修を行っております。

○越山部会長 ありがとうございます。

2つ目の御意見として、大学は先ほどから本当に大変なところなので、こつこつやっていくしかないかなと思って、我々も使命だと思って尽力していこうと思っております。

中学、高校に関しては、昨年度の事前の調査研究の中で小中高ですか、学校教育の中で消費者教育を進めるネックはどこにあるのかというのをかなり詳細に調べていただきました。そのときもやはり時間的な面や新しいコンテンツや実践的な情報の習得の面などが指摘されました。また、どう教えればいいのか、コンテンツだけあったとしてもなかなかうまく有効に使える機会がないなど、非常に難しい状況があると内容の報告書でした。消費生活基本計画やアクションプログラムの作成時にも、どれだけどういう形で考慮できるかを議論した記憶がございます。きょうは教育関係の方はどなたか来ておられるのですか。今の御意見はそのような形で、事前に重点課題の1つとして捉えているところがございましたので、これは引き続き議事録に残しておいていただいて、そういう大変な実態があるというのを御記録いただければと思います。

どうぞ。

○上村委員 今の小中高のところで、なかなか入って行きにくいというのは東京都さんと区立の小学校だとかには入って行きにくいというお話もあるかなと思いますので、難しいのかなと思っているのですが、例として、一番最初に出た金融教育、金融広報中央委員会さんは、小学校も中学校も高校も非常に体系的に入っていっちゃっていて、特に高校向けだと「これであなともひとり立ち」という冊子を使って授業がすぐできるホームページだとか、そういうものを出していっちゃるといっているので、社会科であっても、家庭科でもあってもお使いになられるような授業教材になっているのかなと思います。それが、今、多分、委員が御発言だったように、情報のところがよりそういうものが緊急で求められているのではないかなと思うのです。小中高一貫で、いろいろ私たちよりももっと小さい小中高校生のほうが情報機器を上手に駆使できる中で後追いになってしまうのではないかという懸念を大学の教員も、大学生をやってみたいな感じで検索をいろいろしてもらっている状態の中で追いついていくのかと非常に不安なところもありますので、その辺をどういう組織でうまくサポートしてもらったら学校教育の情報関係の教育ができるのか東京都で

も試行錯誤していただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。

残りお二人ほどで時間が来てしまうと思えますけれども、洞澤委員と長谷川委員、もしよろしければ何かコメントをいただければ幸いに存じます。

○長谷川委員

先ほど大学の講座の件に関しまして、私ども A C A P でも幾つかの大学の教授の方とお話をさせていただき、前期後期の各 15 講座くらいに講師を派遣するというを長くやってきております。これはこれで結構なのですが、やはり事業者団体ですから、講義の内容が企業関係の取組に偏るきらいがあります。来年度からは中身をもう少し消費者教育的な視点を入れたカリキュラムにできないかと考えています。もちろん企業の消費者対応の話や品質管理の話も重要ですが、先ほど上村委員からありました消費者市民社会の概念ですとか、行政が行っている取組ですとか、消費生活センターの活動やその活用の仕方などの話も組み込めればそのコースを受講した学生が、消費社会に関する基礎知識を学び、消費者としての基本的なスタンスが身につくようにするのがいいのではないかと検討しております。そういう意味では、いろいろなセクターの方に御協力いただかなくてはいけませんので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つは、セーフティ・グッズ・フェアのサイエンスアゴラの発想ですが、これは企業からしてみると非常に興味深い取組です。実際に使用することから発見できた危険情報が生で聞けて、それに対応する他社の製品を知れることは非常に価値があります。また、そういう認識が広がることにより安全な製品が普及することにもつながるのではないかと思います。子供だけではなくて、高齢者が使用する場合あるとか、ユニバーサルな観点など、テーマも幾つか考えられると思いますので、検討をしていただけると一層興味深い取組になるものと思います。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。

○洞澤委員 私のほうからも 2 点ほど、大した話ではないのですが。

先ほど来出ております学校の教育現場との連携の問題などについては、今回の答申案でのパブリックコメントの中でも問題点が指摘されている状況もあるのかなと思いますので、やはり喫緊の課題かなと思います。なので、諸先生方がおっしゃっているような御提案は

検討の課題として非常に参考になるのかなと思いました。

東京都さんが取り組んでおられる多様な切り口での企画は本当にすごいなと思っておりまして、これがもっといろいろな人にうまく伝わるようにやっていくことが非常に必要ななと思っています。その意味で、若者向けの講座などで、例えばいただいている資料などでは、新宿駅西口の広場とかサンシャインの広場でしたか、そういったどこか建物の中になんかわざわざ入っていかないとできないような、聞けないようなものではなくて、ふらっと立ち寄ってみるみたいなことができる企画は、安全の関係もそうなのですか、非常に重要ななと思いますので、今後もこのような場をもっと広げていただけたらいいのではないかなと思いました。

以上です。

○越山部会長 ありがとうございます。

時間が押してきましたので、ここで御意見等いただくのを1回終了させていただければと思います。

では、本日の御意見を踏まえて引き続き取り組みを進めていただければと思っております。そして、平成27年度版の消費者教育アクションプログラムを作成する際の参考にさせていただければと思います。本日の協議会の今後の日程についてなどを最後に事務局のほうから御報告いただければと思います。

○企画調整課長 それでは、参考資料①の「東京都消費生活対策審議会 今後の予定」をごらんください。

一番下の欄が消費者教育推進協議会の日程となっております。

次回の協議会の日程でございますが、年が明けまして2月ごろを予定しております。ここでは、アクションプログラムの推進状況などをさらに御報告させていただきまして、次年度、平成27年度のアクションプランの策定に向けて御意見をいただくことを考えております。

日程等につきましては、改めて御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○越山部会長 これで終わってよろしいんですか。

どうも長い間ありがとうございました。お疲れさまです。

午後5時25分閉会